

## 申請事案一覧表

港湾局総務課

H25.3.14

説明聴取事案とされたい事案

申請種別	申請年月日 受付年月日	申請者	申請内容	備考
港湾区域の変更同意	H25.2.25 H25. 3. 4	境港管理組合	境港港湾区域の変更	

## 目 次

・ 審議資料	3
・ 境港港湾区域変更図	8
(参考資料)	
・ 港湾区域の変更について	9
・ 境港港湾区域変更手続概要	10

## 審 議 資 料

1. 港 名 境港

2. 港湾管理者 境港管理組合

3. 港 格 重要港湾

4. 申請の内容 港湾区域の変更

(1)現港湾区域（昭和 51 年 3 月 30 日付け港管第 1211 号）

美保関三角点（167.27 メートル）から 213 度 30 分 1,260 メートルの地点から 206 度 3,760 メートルの地点まで引いた線、同地点から 241 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに上大沢三角点（5.64 メートル）から 306 度 2,115 メートルの地点から江島北東端まで引いた線及び江島北西端から和名鼻まで引いた線下流の斐伊川水面。ただし、漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）により指定された境漁港の区域及び海崎港の港湾区域を除く。

(2)変更予定港湾区域

美保関三角点（167.27 メートル）（北緯 35 度 33 分 59 秒 東経 133 度 18 分 26 秒）から 213 度 30 分 1,260 メートルの地点（北緯 35 度 33 分 25 秒 東経 133 度 17 分 59 秒）から 206 度 4,115 メートルの地点まで引いた線（北緯 35 度 31 分 25 秒 東経 133 度 16 分 47 秒）、同地点から 244 度 35 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中大沢灘三角点（5.64 メートル）（北緯 35 度 30 分 43 秒 東経 133 度 13 分 09 秒）から 306 度 2,115 メートルの地点（北緯 35 度 31 分 23 秒 東経 133 度 12 分 01 秒）から江島北東端まで引いた線及び江島北西端から和名鼻まで引いた線下流の斐伊川水面。ただし、漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）により指定された境漁港の区域及び海崎港の港湾区域を除く。

(3)変更区域図

別添「境港港湾区域変更図」参照

5. 位 置 山陰地方のほぼ中央の弓ヶ浜半島の先端に位置し、境水道を挟んで鳥取県境港市と島根県松江市にまたがってに所在する。

6. 沿革

境港は、古くより日本海交通の要衝として栄えてきた港であり、明治 29 年 10 月に開港してからは、大連（中国）、清津・元山（朝鮮民主主義人民共和国）、釜山（韓国）との定期航路も開設されるなど、対岸諸港との近接性を活かした対岸貿易港としての役割を果たしてきた。戦後においては、昭和 26 年 1 月には重要港湾に指定され、昭和 33 年 4 月には、鳥取・島根両県協定による境港管理組合が発足し、昭和 34 年 10 月に制定した港湾整備 5 カ年計画をもとに、地域内工業開発と対外貿易を主な目的として山陰地

方の物流拠点としての港湾の整備を図ってきたところである。

また、本港の背後地域においては、新産業都市建設促進法に基づき、国（内閣総理大臣）により、鳥取県境港市、米子市、島根県松江市等の25市町村を「中海地区新産業都市」として昭和41年11月に指定され、以降、中海地区新産業都市建設計画の一環として産業基盤の整備強化を図るため工業団地の造成が進められるなどして工場建設が促進された。さらに平成7年3月には、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法）に基づき、鳥取県及び島根県が策定した「境港地域輸入促進計画」（境港FAZ計画）が通商産業省、運輸省、農林水産省及び自治省の所管4省から承認を受け、同計画に位置づけられた鳥取県境港市、米子市、島根県松江市等の5市村における輸入関連事業者の集積が促進されることとなった。

背後圏における産業集積の促進により、貨物輸送需要の増加が見込まれたことから、これに対応するため、境港においても昭和44年3月には外港昭和北地区において、岸壁(-9.0m)L=370m、岸壁(-7.5m)L=260m等を、昭和56年11月には石油ドルフィン(-7.5m)等を供用し、昭和58年10月には外港昭和南地区において岸壁(-13m)L=270m、岸壁(-10m)L=185m等を供用、さらに平成16年6月には「国際コンテナターミナル」として岸壁(-14m)L=280mを供用するなど、適時適切な港湾整備を促進し、背後地域の産業・経済を支える国内流通拠点港湾、また山陰地方における主要な外国貿易港として、積極的な港湾整備、振興を行ってきたところである。

また、本港の背後圏からの貨物輸送需要の増加を背景として、平成元年4月には本港として初の外貿コンテナ定期航路（台湾・香港航路）が開設されたのをはじめとして、外貿コンテナ定期航路としては平成7年5月には中国（大連）航路、同年8月には韓国（釜山）航路（それぞれ10日に1便）が新たに開設され、現在韓国航路が週3便、韓国・中国航路が週2便、中国航路が週1便就航している。国際定期フェリー航路としては、平成21年7月に韓国（東海）・ロシア（ウラジオストク）を結ぶ航路が週2便で開設され、現在は週1便就航している。その他、原木、木材チップを取り扱う不定期の外航バルク船としては、平成23年実績で合計128回寄港し、クルーズ船については、平成12年5月に「クリッパーオデッセイ」が国際クルーズ船として初めて寄港してからは、クルーズ船の利用も増加し、平成24年には国際クルーズ船の寄港回数も16回に達するなど、まさにモノとヒトが行き来する「北東アジアゲートウェイ」として機能する環日本海の拠点港となっている。

## 7. 概要

本港における取扱貨物量については、近年では内外貿合わせて400万トンから450万トン前後で推移しており、平成23年の実績では、外貿約215万トン（輸出約21万トン、輸入約194万トン）、内貿約176万トン（移出26万トン、移入150万トン）の合計391万トンである。

主な取扱貨物の種類は、輸出では紙パルプ、輸入では木材チップ、移出では水、移入では石油製品が大宗を占めている。

本港は、外港昭和北地区、外港昭和南地区、外港中野地区、外港竹内地区、外港竹内南地区、内港地区、内港外江地区、江島地区、下宇部尾地区、森山地区、宇井地区、大江地区、福浦地区、男鹿地区、長浜地区、杵井地区の16地区から構成され、各地区における主要現有（計画）施設及び取扱貨物は表1のとおりである。

<表 1：境港の主要現有（計画）施設及び取扱貨物の種類>

地区名	主要現有（計画）施設名	主な取扱貨物の種類
外港昭和北地区	外港 1 号岸壁 (-9m、L=370m) 外港 2 号岸壁 (-7.5m、L=260m)	セメント・原木・紙パルプ 重油・国際フェリー貨物
外港昭和南地区	昭和南 1 号岸壁(-13m、L=270m) 昭和南 2 号岸壁(-10m、L=185m) 昭和南 3 号岸壁(-7.5m、L=130m) 昭和南 4 号岸壁(-14m、L=280m) 1～3 号石油ドルフィン (-7.5m)	木材チップ 原木 紙パルプ、再利用資材 外貿コンテナ 石油製品・重油
外港中野地区	中野岸壁(-4.5m、L=585m)	水産品
外港竹内地区	竹内 1 号岸壁(-5.5m、L=100m) 竹内 2 号岸壁(-5.5m、L=100m) 竹内 3 号岸壁(-5.5m、L=100m) 竹内 4 号岸壁(-7.5m、L=130m)	官公庁利用 官公庁利用 水 再利用資材・原木・中古自動車
外港竹内南地区	竹内岸壁(-9.0m、L=260m)【計画】	国際フェリー貨物【計画】
内港地区	内港 2 号岸壁(-5.5m、L=91m) 内港 3 号岸壁(-6.4m、L=163m) 内港 4 号岸壁(-6.5m、L=110m)	官公庁利用 隠岐汽船高速船利用 隠岐汽船フェリー利用
外江地区	外江 1 号岸壁(-4.5m、300m) 外江 2 号岸壁(-4.5m、300m)	水 建設資材
江島地区	江島 1 号岸壁(-7.5m、L=130m) 江島 2 号岸壁(-9m、L=165m)	原木 原木・セメント
下宇部尾地区	物揚場(-2m、L=30m)	水産品
森山地区	森山岸壁(-4.5m、L=300m)	建設資材
宇井地区	宇井物揚場(-4m、L=190m)	水
大江地区	大江物揚場(-4m、L=210m)	水産品
福浦地区	物揚場(-2.5m、L=110m)	水産品
男鹿地区	護岸(L=450m)	
長浜地区	物揚場(-2m、L=100m)	水産品
杵井地区	護岸(L=745m)	

## 8. 申請理由

本港においては、外港昭和南地区の昭和南 1 号岸壁(-13m、L=270m)及び昭和南 2 号岸壁(-10m、L=185m)等における静穏度を確保するため、昭和 47 年 7 月に港湾審議会第 51 回計画部会の議を経て一部変更した港湾計画に、沖防波堤 L=3,730m を位置づけ、平成 19 年 12 月までに当時の計画延長までの整備が完了したところである。

なお、沖防波堤の計画延長については、平成 6 年 8 月に港湾審議会第 150 回計画部会の議を経て改訂した港湾計画において、竹内南地区に旅客船ふ頭（竹内岸壁 (-10m、L=280m) 及び背後の旅客船ターミナル。岸壁については、平成 17 年 6 月の港湾計画改訂において水深 9m、延長 260m に変更。）を位置づけることとしたことに伴い、当該係留施設における静穏度を確保するため 120m 延伸し、総延長 3,850m とした。

このため、外港昭和南地区における静穏度は、沖防波堤 L=3,730m の完成をもって確

保されるものと考えていたところであるが、平成15年頃から、波高が低いにも関わらず、外港昭和南地区に係留中の大型船舶が動揺し、係留索が切断される等の荷役障害が見られるようになった。このため、平成16年度より当該事象の主要因と効果的な対策工を調査・検討したところ、荷役障害は長周期波の影響であることが判明し、昭和南1号岸壁(-13m、L=270m)及び昭和南2号岸壁(-10m、L=185m)の大型岸壁では、長周期波を考慮した際の静穏度(稼働率)が「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示(平成19年3月28日国土交通省告示第395号)」(以下「技術上の基準」という。)において求められている97.5%を満足しておらず、防波堤や消波工等の整備による対策が必要と判断された。

長周期波の対策としては、沖防波堤の既設部分における消波工の実施の他、防波堤の開口部を狭めることも一定の効果があり、平成6年8月の港湾計画改訂で位置づけた沖防波堤の延伸部120mの整備により、荷役障害が最も顕著な昭和南1号岸壁(-13m)をはじめ、外港昭和南地区から外港竹内南地区の全ての係留施設で、技術上の基準において求められている静穏度を概ね確保することが可能となることが確認されたことから、竹内南地区の旅客船ふ頭の整備に先立ち、早急に沖防波堤の延伸を実施し、長周期波による荷役中の船舶の係留索切断防止、荷役作業効率の低下を改善することとした。

沖防波堤の延伸部120mの整備計画は、国土交通省の直轄事業として平成22年に調査・設計に着手し、平成28年に完了予定であるが、沖防波堤の延伸部120mのうち、現港湾区域外に達する範囲について、平成25年半ばには現地着手することが見込まれることから、現地着手までに港湾区域を変更する必要があるものである。

#### 9. 港湾区域の同意基準との関係(港湾法第4条第6項)

- (1) 新たに拡張する区域は、沖防波堤の整備及び維持管理に必要な最小限の区域であり、一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であると認められる。
- (2) 新たに拡張する区域は、港則法に基づき定められた境港の港の区域を越えることとなるが、境海上保安部より、港湾区域を変更することにつき異議ない旨の回答を得ている。なお、境港の港の区域については、港則法施行令を改正し、新たに拡張する区域を包含するよう変更される予定である。

#### 10. 河川管理者、海岸管理者及び漁港管理者との関係

##### (1) 河川法第6条第1項に規定する河川の河川区域との関係

変更後の港湾区域には河川区域と重複する部分が一部存することから、河川管理者である国土交通省中国地方整備局長に協議したところ、支障ない旨の回答を得ている。

##### (2) 海岸法第3条の規程により指定される海岸保全区域との関係

変更後の港湾区域には国土交通省(港湾局)所管の海岸保全区域が存しており、当該海岸保全区域は本件港湾区域変更同意申請者である港湾管理者境港管理組合が海岸管理者となっている。港湾区域変更同意申請にあたり、海岸保全区域の管理上支障が無い旨、事前に確認している。

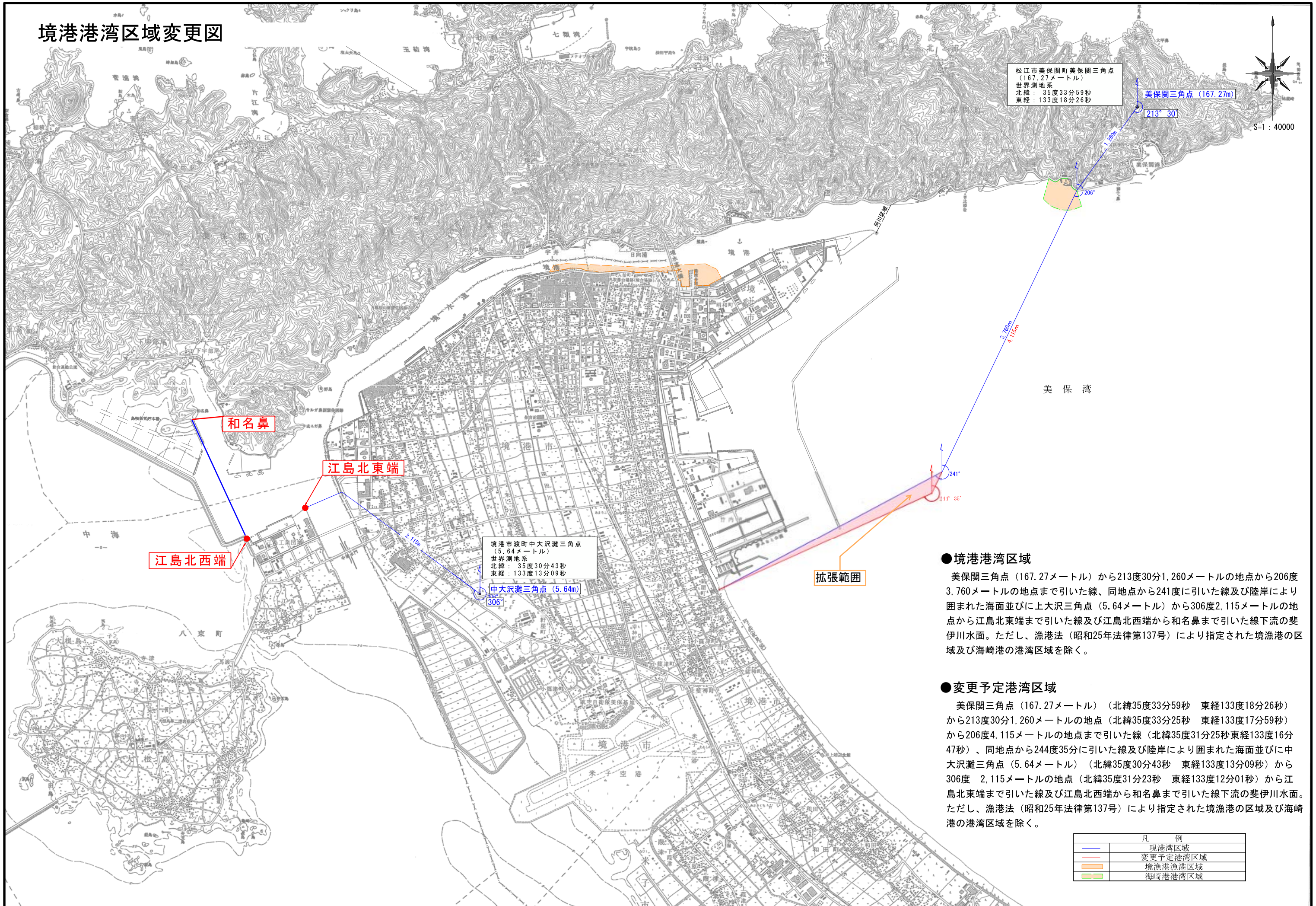
##### (3) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項の規程により指定される漁港の区域との関係 変更後の港湾区域には漁港漁場整備法による漁港区域は存在しない。

なお、新たに拡張しようとする区域には、鳥取県漁業協同組合が免許を受けている共同漁業権が存することから同組合に協議したところ、同意する旨の回答を得ている。

## 11. 結論

現行の港湾区域を申請のとおり変更することは、同意基準に合致しており、適当なものと認められるので、申請のとおり同意することとしたい。

# 境港港湾区域変更図



松江市美保関町美保関三角点  
(167.27メートル)  
世界測地系  
北緯：35度33分59秒  
東経：133度18分26秒

美保関三角点 (167.27m)

S=1 : 40000

和名鼻

江島北東端

江島北西端

境港市渡町中大沢灘三角点  
(5.64メートル)  
世界測地系  
北緯：35度30分43秒  
東経：133度13分09秒

中大沢灘三角点 (5.64m)  
[306°]

拡張範囲

## ● 境港港湾区域

美保関三角点 (167.27メートル) から213度30分1,260メートルの地点から206度3,760メートルの地点まで引いた線、同地点から241度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中大沢三角点 (5.64メートル) から306度2,115メートルの地点から江島北東端まで引いた線及び江島北西端から和名鼻まで引いた線下流の斐伊川水面。ただし、漁港法 (昭和25年法律第137号) により指定された境漁港の区域及び海崎港の港湾区域を除く。

## ● 変更予定港湾区域

美保関三角点 (167.27メートル) (北緯35度33分59秒 東経133度18分26秒) から213度30分1,260メートルの地点 (北緯35度33分25秒 東経133度17分59秒) から206度4,115メートルの地点まで引いた線 (北緯35度31分25秒東経133度16分47秒)、同地点から244度35分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中大沢三角点 (5.64メートル) (北緯35度30分43秒 東経133度13分09秒) から306度 2,115メートルの地点 (北緯35度31分23秒 東経133度12分01秒) から江島北東端まで引いた線及び江島北西端から和名鼻まで引いた線下流の斐伊川水面。ただし、漁港法 (昭和25年法律第137号) により指定された境漁港の区域及び海崎港の港湾区域を除く。

凡 例	
	現港湾区域
	変更予定港湾区域
	境漁港漁港区域
	海崎港港湾区域



## 港湾区域の変更について

### 1. 概 説

港湾区域は水域であり、この区域において規制を行う者を港湾管理者という。

### 2. 港湾区域について

#### (1) 定 義

港湾区域とは、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域について、国際戦略港湾及び国際拠点港湾並びに重要港湾（以下「国際戦略港湾等」）については国土交通大臣が、都道府県が港湾管理者の設立に加わっていない避難港については都道府県知事が港湾管理者に対して同意した水域である。（港湾法（以下「法」）第2条第3項、第4条第4項）

なお、国土交通大臣は、国際戦略港湾等に関わる港湾区域の同意にあたり、運輸審議会に諮ることとされている。

#### (2) 効 果

港湾区域が設定されることによる効果は以下のとおりである。

##### ①港湾施設となるか否かの範囲を画す

港湾区域内に存する港湾法第2条第5項に規定する施設であれば、管理主体を問わず港湾施設となる。

##### ②港湾管理者が業務を行う範囲を画す

港湾管理者が港湾法第12条の規定に基づき行う、港湾工事の実施や水域の利用等は港湾区域内でのみ行うことが可能である。

##### ③工事等の許可を行う範囲を画す

港湾法第37条第1項に規定する行為を行おうとする者に対して、港湾区域内は港湾管理者が許可権限を行使する。

##### ④入港料を徴収する場合の港湾の範囲を画す

港湾法第44条の2の規定に基づき港湾管理者は入港する船舶から入港料を徴収することができるが、港湾区域は入港したか否かの境界線となる。

### 3. 港湾管理者について

#### (1) 定 義

港湾管理者とは、港湾を全体として開発し、保全し、これを公共の利用に供し、港湾という営造物の性質、用法に従ってこれを善良に管理する公共的責任の主体である。

#### (2) 港湾管理者の設立母体

次の要件のうち、いずれか一つを満足する地方公共団体は、港湾管理者を設立することができる。

①現に当該港湾において、港湾の施設を管理する地方公共団体

②従来、当該港湾において、港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体

③予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体

#### (3) 港湾管理者の設立形態

①関係地方公共団体が単独で又は共同して港務局を設立する場合

②都道府県又は市町村の普通地方公共団体が港湾管理者になる場合

③都道府県及び市町村が共同して地方自治法第284条第2項若しくは第3項に基づく一部事務組合若しくは広域連合を設立して港湾管理者になる場合

## 境港港湾区域変更手続概要

